

平成30年度北海道男女平等参画推進条例第18条に基づく 道民等からの申出受付状況報告

北海道における男女平等参画社会を実現するため、「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、平成13年4月に施行しています。本条例第18条において、「男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき」、又は「男女平等参画に必要と認められるものがあるとき」、道民等から知事に申し出ることができ、知事は関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずることとしています。

また、「北海道男女平等参画推進条例に基づく道民等からの申出に係る事務処理要領」6(2)に基づき、毎年、知事への申出の受付状況を取りまとめ、その内容を北海道男女平等参画審議会に報告することとしています。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における申出の受付状況を、次のとおり取りまとめましたので、報告します。

		申出受付 件数 (件)	対前年 増減 (件)	備 考
平成30年度		659	△88	詳細については、裏面のとおり
※ 参 考	平成29年度	747	66	
	平成28年度	681	△20	
	平成27年度	701	△43	
	平成26年度	744	80	
	平成25年度	664	△84	
	平成24年度	748	△42	
	平成23年度	790	102	
	平成22年度	688	45	
	平成21年度	643	71	
	平成20年度	572	61	
	平成19年度	511	23	
	平成18年度	488	122	
	平成17年度	366	34	
	平成16年度	332	29	
平成15年度	303	163		
平成14年度	140	114		
平成13年度	26	—		

道民等からの申出受付件数は、平成23年度の790件をピークに、その後、増減を繰り返しております。申出内容は「夫・パートナーからの暴力」が申出件数全体の約8割を占め、最も多い状況となっています。

また、受理した申出については、それぞれ関係機関と連携し、助言や、より適切な相談機関を紹介する等の対応を行ったことを併せて報告します。